

17-1) 受講後、募集のしかたが、  
特定商取引法の違反にならないように

みなさまは、マインドフルネス瞑想療法士(MMT)の受講後、インターネットで、広報、募集されるかもしれません。

その方法によっては、通信販売とみなされて、特定商取引法に基づく表記をしないと法律違反になるかもしれません。

ガイドラインを、作成しました。

組織（病院、会社）のサービスとしてSIMTを提供するかたは問題ありません。

単独で、本名、住所、電話番号を公開せずに活動なさそうというかたに、おしらせします。ガイドライン（マインドフルネス瞑想療法士部外秘）を見たい方、ご連絡ください。限定して配布します。

2017/3/01